

蜜蜂の飼育及び農薬の散布に係る情報提供実施要領

(目的)

第1条 この要領は、農薬散布による蜜蜂への危害防止を図るため、蜜蜂の飼育及び農薬散布に係る情報提供の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(農林振興事務所への情報提供)

第2条 兵庫県畜産課は、毎年提出される蜜蜂飼育届を取りまとめ、各農林(水産)振興事務所(以下「農林振興事務所」という。)に対し、各管内において飼育されている蜜蜂の情報(蜜蜂を飼育する者(以下「蜜蜂飼育者」という。)の氏名、飼育場所等)を提供する。

2 兵庫県農業改良課は、各農林振興事務所に対し、提出のあった無人ヘリコプター及び無人マルチローター(ドローン)(以下「無人航空機」という。)等による農薬散布計画に係る情報を提供する。

(情報提供の依頼)

第3条 農薬を散布しようとする者(以下「農薬散布関係者」という。)は、蜜蜂の飼育に係る情報提供を受けようとするときは、別紙1「蜜蜂の飼育に係る情報提供依頼票」に必要事項を明記し飼育場所を所管する農林振興事務所に提出する。

2 但し、情報提供を受けることができる農薬散布関係者は、次のとおりとする。

(1) 全国農業協同組合連合会兵庫県本部

(2) 県内各農業協同組合

(3) 山陽種苗株式会社

(4) その他目的を達成するために情報提供を受けることが適当と認められる者

3 養蜂振興会に対しては、畜産課から無人航空機等による農薬散布計画を提供する。

4 蜜蜂飼育者は、農薬の散布に係る情報提供を受けようとするときは、別紙3「農薬の散布に係る情報提供依頼票」に必要事項を明記し飼育場所を所管する農林振興事務所に提出する。

(情報提供の実施)

第4条 農薬散布関係者から別紙1「蜜蜂の飼育に係る情報提供依頼票」の提出を受けた農林振興事務所は、情報の提供を行うことが適当と認められるときは、別紙2「蜜蜂の飼育に係る情報提供実施票」に必要事項を明記し情報の提供を行う。

2 但し、提供することができる情報は、次のとおりとする。

(1) 蜜蜂飼育者の氏名、住所、飼育場所、飼育期間、飼育蜂群数

(2) その他目的を達成するために必要な事項

3 蜜蜂飼育者から別紙3「農薬の散布に係る情報提供依頼票」の提出を受けた農林振興事務所は、情報の提供を行うことが適当と認められるときは、別紙4「農薬の散布に係る情報提供実施票」に必要事項を明記し情報の提供を行う。

4 但し、提供することができる情報は、次のとおりとする

(1) 無人航空機等による農薬散布に係る情報(散布地域、散布時期、使用農薬、農薬散布業者名)

なお、情報を提供できる時期は、散布対象作物への散布開始時期の前月末以降とする。

(2) 農業改良普及センターが監修する地域の防除暦に基づいた農薬散布に係る情報(散布地域、散布時期、使用農薬)

(3) その他目的を達成するために必要な事項

(情報の取扱い)

第5条 農林振興事務所、蜜蜂飼育者及び農薬散布関係者は、情報の取り扱いに十分注意し農薬散布による蜜蜂への危害防止を図る目的以外には使用しないものとする。

(蜜蜂への危害防止に係る調整)

第6条 蜜蜂飼育者及び農薬散布関係者は、提供を受けた情報により蜜蜂への危害防止に係る調整を行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月28日から施行する。